

つがる市一般廃棄物最終処分場が供用開始

一般廃棄物最終処分場の
供用を開始

一人一日1,003グラム

私たちが快適な生活環境
を送るために

令和元年から木造孤植地区に、約20億円の事業費をかけて建設を進めてきたつがる市一般廃棄物最終処分場がこのほど完成し、5月から供用を開始しました。

新処分場は、隣接する旧処分場と同様に、埋め立て地を屋根で覆う被覆型で、環境保全および公害対策に万全を期しています。

日常生活で出るごみを適切に処理し、埋め立て処分することで、私たちが快適で衛生的な生活を送ることがができます。新処分場は、これまでの1.5倍となる39,000立方メートルの容量となり、家庭からの不燃ごみ15年分を処理することができます。

県の公表によると、令和元年度の県民一人当たりの一日に排出したごみの量は平均1,003グラムで、全国で5番目に多い数字です。消費・生産活動や生活様式が多様化していることが、ごみの減量につながらない要因として挙げられます。

本市を見ると、各家庭から最終処分場に搬入される市民一人当たりの不燃ごみの量は、年約20キログラム前後でここ数年推移しています。これは10年前に比べ、2キログラム程度増加しており、本市においてもごみの減量が進んでいないのが実状です。

「市民の皆さまに、ごみの分別収集の徹底と排出抑制に協力していただくことで、処分場の寿命が15年であるものを16年、17年、さらにはそれ以上に延命することができません。施設を長く使用することは、私たちの快適な生活環境を維持することに繋がります。ごみの減量を呼び掛け、工夫してごみを出さない生活スタイルにすることが大事です。」と倉光市長は話します。

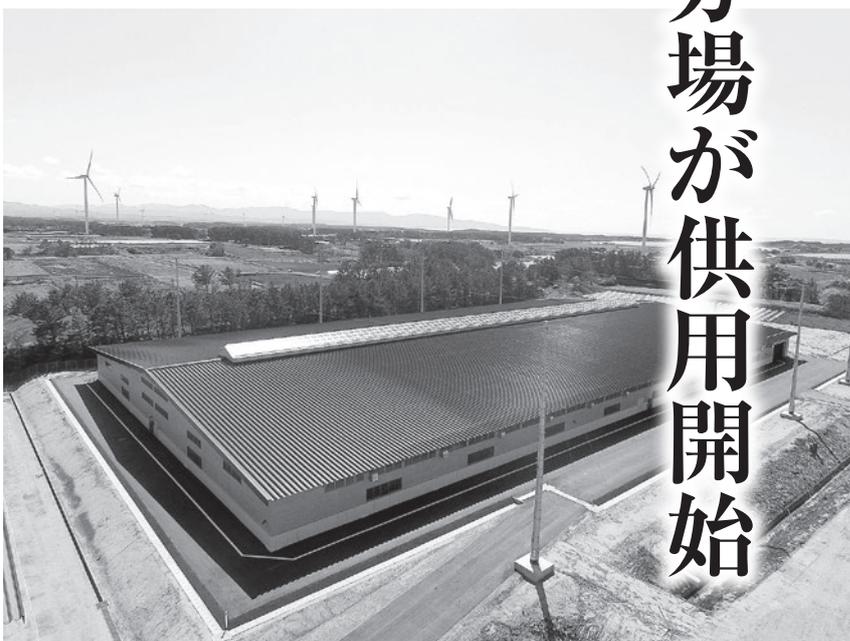
持続可能な循環型社会のため、私たちの未来のために、今一度、ごみの分別収集の徹底と、排出抑制について意識してみましましょう。



一般廃棄物最終処分場(内観)



4月30日の落成式で行われたテープカット



つがる市一般廃棄物最終処分場(つがる市木造孤植三好野125-44)
電話45-3086 搬入日時：月～金曜日9時～11時、13時～16時。毎月第3日曜日は営業(翌日は休業) 搬入できるごみ：燃やせないごみ、粗大ごみ
料金：10kgごとに20円
問い合わせ：市役所環境衛生課 電話42-2111(内281)

人権擁護委員の功績を表彰

この度、多年にわたる人権擁護委員としての功績が認められ、吉田恵美子さん(木造)が全国人権擁護委員連合会長表彰を、原田正志さん(森田)と鹿内博さん(稲垣)が仙台法務局長表彰を受けました。今後もますますのご活躍を期待します。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、啓発活動や人権教室の開催など、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活動をしています。

相談は無料で秘密は守られますので、安心して利用してください。

【問い合わせ先】 市民課
電話42-2111 (内線266)



吉田恵美子 氏



原田正志 氏



鹿内 博 氏

金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦へ

市福祉顕彰式において、金婚（結婚50周年）・ダイヤモンド婚（結婚60周年）を迎えられたご夫婦に対し、顕彰状と記念品を贈呈します。

下記に該当する方は、市役所福祉課または、つがる出張所・稲垣出張所・車力出張所へお申し出ください。

〈 金 婚 〉 昭和46年1月1日～昭和46年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

〈ダイヤモンド婚〉 昭和36年1月1日～昭和36年12月31日の間に結婚の届け出をしたご夫婦

申し出の期限 7月30日(金)

福祉顕彰式 8月31日(火) 生涯学習交流センター「松の館」で開催

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、顕彰式を中止する場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線245) つがる出張所 電話27-5067
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

1. 情報公開制度

市では、公正で開かれた市政の推進のため、請求に応じて市が保有している情報を公開する「つがる市情報公開条例」を制定しており、その運用状況について毎年1回以上公表することと定めています。

この規定に基づき、下表のとおり令和2年度の運用状況を公表します。

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在	取り下げ
市 長	6	4	2	0	0	0
消 防 長	2	0	2	0	0	0
教育委員会	9	0	9	0	0	0
合 計	17	4	13	0	0	0

※「部分公開」とは、情報の一部を伏せて開示することをいいます。令和2年度における部分公開（13件）は、開示文書（調査票）の中に開示不要な個人情報が含まれていたため、これを伏せて開示したものです。

※同じ内容の開示請求に対して、異なる実施機関がそれぞれ保有する情報を開示した場合は、それぞれを1件として計上しています。

※表中に記載されている機関以外の実施機関である農業委員会、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員および固定資産評価審査委員会においては、開示請求がありませんでした。

2. 個人情報保護制度

市では、市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため「つがる市個人情報保護条例」を制定しています。この制度は、市民の皆さんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求できる権利を保障する制度です。令和2年度はこの規定に基づく開示請求はありませんでした。

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111 (内線341)